

○鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月31日

規則第22号

改正 令和6年3月29日規則第15号 令和7年11月25日規則第70号
令和8年2月27日規則第9号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）によるものとする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報全部（一部）開示決定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第5条 条例第3条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第6条 条例第4条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(事案移送通知書)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の書面は、保有個人情報事案移送通知書（別記第7号様式）によるものとする。

（意見書提出機会付与の通知等）

第8条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報意見書提出機会付与通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書（別記第9号様式）によるものとする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取（以下「閲覧等」という。）

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

（令6規則15・全改）

（開示の実施等）

第10条 保有個人情報が記録された公文書の閲覧等をする者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該保有個人情報の閲覧等の中止を命ずることができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写しの交付の部数は、一の開示請求につき一部とする。

（令6規則15・一部改正）

（開示の実施の方法の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法申出書（別記第10号様式）により行うものとする。

（費用の額等）

第12条 条例第5条に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録された公文書の種別について、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額（郵送料を除く。次項において同じ。）は、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額）とする。

- 2 条例第5条に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該保有個人情報の写しの交付又は開示の実施に要する費用の額とする。
- 3 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手又は実施機関が適当と認める方法により納付するものとする。
- 4 第1項及び第2項並びに政令第28条第4項に規定する費用は、前納しなければならない。
- 5 条例第5条第2号の閲覧に準ずるものとして規則で定めるものは、第9条各号に規定する開示の実施の方法のうち、専用機器により再生又は映写したものの閲覧等及び用紙に出力したものの閲覧とする。

(令6規則15・一部改正)

(訂正請求書)

第13条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第11号様式)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第14条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第12号様式)によるものとする。

- 2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記第13号様式)によるものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第15条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記第14号様式)によるものとする。

(訂正決定等期限特例適用通知書)

第16条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(別記第15号様式)によるものとする。

(訂正内容通知書)

第17条 法第97条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書(別記第16号様式)によるものとする。

(利用停止請求書)

第18条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第17号様式)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第19条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第18号様式）によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第19号様式）によるものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第20条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第20号様式）によるものとする。

（利用停止決定等期限特例適用通知書）

第21条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（別記第21号様式）によるものとする。

（審査会に諮問をした旨の通知）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表の方法）

第23条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、鹿児島県公報に登載して行うものとする。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（鹿児島県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）は、廃止する。

（鹿児島県個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現に廃止前の鹿児島県個人情報保護条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月29日規則第15号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、

なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和7年11月25日規則第70号）

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和8年2月27日規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第12条関係）

（令6規則15・一部改正）

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
2 電磁的記録	用紙に出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

注 両面印刷とするときは、片面を1枚として金額を算定する。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

殿

住所（居所）
 ふりがな
 氏 名
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）
 電 話 番 号 （ ）

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容 (具体的に特定してください。)			
求める開示の実施方法等	開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧，視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 電磁的記録である場合の写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付
	実施の希望日	年 月 日	
本人確認等	写しの送付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
	開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人確認等	請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） （請求書を送付して請求する場合には，加えて住民票の写し等を添付してください。）	
	本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
		ふりがな 本人の氏名	
	本人の住所（居所）		
請求資格確認書類	法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等	

- 注1 □のある欄は，該当する□にレ印を付けてください。
- 「求める開示の実施方法等」欄は，開示決定後に提出する「保有個人情報開示実施方法申出書」により申し出ることできます。
 - 「電磁的記録である場合の写しの交付の方法」欄は，保有個人情報が電磁的記録である場合に記載してください。
 - 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し，又は提出してください。
 - 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は，法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。
 - 法定代理人が請求する場合は，「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し，又は提出してください。
 - 任意代理人が請求する場合は，「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し，又は提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備考	

保有個人情報全部（一部）開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	<p>1 開示の実施方法</p> <p>2 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 午前・午後 時 分 場所：</p> <p>3 写しの交付又は開示の実施に要する費用</p> <p>4 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

注1 開示の実施方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施方法申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施方法は、「開示の実施方法等」欄に記載されている方法から自由に選択できます。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「窓口における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「事務担当課」欄に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施方法申出書」は開示を受ける希望日の 日前には当方に届くように提出してください。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施方法申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

- 2 窓口における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施方法申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、この通知書を提示し、又は提出してください。
- 3 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報開示実施方法申出書」に併せて、別添「納入通知書」により指定金融機関等において交付費用を納入し、「納入通知書兼領収書の写し」及び「返信用封筒（宛先を記入し、郵便切手を貼付したもの）」を提出してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、
鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第6号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示決定等については、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
45日以内に開示請求に係る 全ての保有個人情報について 開示決定等を行うことができない理由	
相当の部分について開示 決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第7号様式（第7条関係）

保有個人情報事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで開示請求（訂正請求）のあった保有個人情報の開示（訂正）については、次のとおり事案を移送したので、個人情報の保護に関する法律第85条第1項（第96条第1項）の規定により通知します。

開示請求（訂正請求）に係る保有個人情報の内容	
移送をした実施機関及び事務担当課	電話番号 () 内線
移送を受けた実施機関及び事務担当課	電話番号 () 内線
移送年月日	年 月 日
移送の理由	
備考	

注 この開示請求（訂正請求）に係る開示決定等（訂正決定等）については、移送を受けた実施機関が行います。

第8号様式（第8条関係）

保有個人情報意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項（第2項）の規定により通知します。

ついては、この保有個人情報を開示することについて、意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に関する意見書」に記入して提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
第86条第2項第1号又は第2号に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用する理由)
あなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日まで
意見書の提出先	
備考	

注1 上記提出期限までに「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

2 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

(別紙)

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

殿

住所（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付けで通知があつたことについての意見は、次のとおりです。

保有個人情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 具体的理由

注 「開示についての意見」欄は、該当する□にレ印を付けてください。

なお、「開示されると支障がある。」を選択した場合には、「(1) 支障がある部分」及び「(2) 具体的理由」も記入してください。

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり（一部を）開示することとしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 の 内 容	
（一部を）開示することとしたあなた（貴 ）に関する情報の内容	
開 示 の 理 由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までに に対して審査請求を併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者とはなりません。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第10号様式（第11条関係）

保有個人情報開示実施方法申出書

年 月 日

殿

住所（居所）
ふりがな
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号 （ ）

開示の実施の方法について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し上げます。

開示決定に係る通知書の 日付及び番号	年 月 日 第 号
事務担当課	電話番号 () 内線
求める開示の 実施方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧，視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録である 場合の写しの交付の方法 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付
	実施の希望日 年 月 日 午前・午後 時 分
写しの送付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
備 考	

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

2 「電磁的記録である場合の写しの交付の方法」欄は、保有個人情報が電磁的記録である場合に記載してください。

3 保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

殿

住所（居所）
 ふりがな
 氏 名
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電 話 番 号 （ ）

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容		開示決定に係る通知書の日付及び番号		年 月 日	第 号
		開示を受けた年月日		年 月 日	
		訂正請求の趣旨及び理由			
訂正請求の趣旨及び理由	訂正請求の趣旨及び理由				
	訂正請求の理由				
本人確認等	訂正請求者		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	請求者本人確認書類		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） （請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。）		
	本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者		
		ふりがな 本人の氏名			
		本人の住所（居所）			
請求資格確認書類	法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等			

- 注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 - 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。
 - 法定代理人が請求する場合は、「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 - 任意代理人が請求する場合は、「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付	年 月 日	年 月 日
事務担当課		課 担当
備考		

第12号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、を被告として（訴訟においてを代表する者はとなります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第13号様式（第14条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第14号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第15号様式（第16条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正決定等については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等に 特に長期間を 要する理由	
訂正決定等を する期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第16号様式（第17条関係）

保有個人情報訂正内容通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

現在、あなた（貴 ）に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

殿

住所（居所）
 ふりがな
 氏 名
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電 話 番 号 （ ）

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容		開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号	
		開示を受けた年月日	年 月 日	
利用停止請求の趣旨及び理由	利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止		
	利用停止請求の理由			
本人確認等	利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） （請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。）		
	本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		ふりがな 本人の氏名		
		本人の住所（居所）		
	請求資格確認書類	法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等		

- 注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 - 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。
 - 法定代理人が請求する場合は、「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 - 任意代理人が請求する場合は、「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備考	

第18号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第19号様式（第19条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者はとなります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第20号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第21号様式（第21条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止決定等については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等に 特に長期間を 要する理由	
利用停止決定等 を する 期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 () 内線
備 考	

第22号様式（第22条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の対象 になった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	